

入札説明書等に係る質問書に対する回答

■基本協定書（案）

No	資料名等	該当箇所								項目等	質問	回答
		頁	I	1	(1)	①	ア	(ア)	a)			
1	基本協定書 (案)	2	V	3						構成員及び協力 企業の連帯責任	本号により、構成員及び協力企業は、各業務に関して相互に連帯責任を負うことを要求されているのでしょうか。	本号により構成員及び協力企業が各業務に関して相互に連帯責任を負うものではありません。ただし、事業契約45条3項で、建設企業に瑕疵担保責任等の連帯保証を要求しているほか、責任の負担については事業契約書をご確認ください。
2	基本協定書 (案)	3	VII								「事業契約締結前であっても、スケジュールを遵守するために必要な準備行為を行うことができる」とありますので、実施方針への質問NO. 12で不可となっておりますが、可能との認識でよろしいでしょうか。	市や地元などとの協議を事業契約締結前に始めることは不可とします。事業契約締結前に、事業者グループ内において、自らのコストで準備行為を進めていただくことを妨げるものではありません。
3	基本協定書 (案)	4									「本協定を14通作成し」とありますが、誤りではないでしょうか。	「14」を「●」に修正します。
4	基本協定書 別紙 出資者 誓約書	1									前文に、特別目的会社の商号が株式会社生駒市学校給食サービスと記載されていますが、あくまでも例示であるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 「構成員及び協力企業」を「構成員」とします。
5	基本協定書 別紙 出資者 誓約書	1	3								協力企業は特別目的会社の議決権を保有することは無いため、本条への規定は不要ではないでしょうか。	ご理解のとおりで、出資者誓約書は、基本協定書4条3号に定めるとおり、構成員及び構成員以外の特別目的会社の株主に提出いただくことを予定しています。